

2つの給付金のお知らせ

■臨時福祉給付金

平成26年1月1日時点で新冠町に住民票があった全世帯に対し、郵送で臨時福祉給付金の申請手続きについて通知をしております。

臨時福祉給付金の対象要件に該当する方、または、自分が対象となるかわからない方については、通知に同封されております「税情報利用同意書（臨時福祉給付金申請書送付申込書）」を返信用封筒でお送りください。

本給付金の該当になるか確認をさせていただき、ご連絡をすることとなります。

○対象者：平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方が対象です。但し、ご自身を扶養している方が課税されている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります。

○給付金額：給付対象者1人につき1万円

給付対象者の中で次に該当する方は5千円が加算となります。（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金などの年金受給者、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など）

○申請受付期間：7月1日（火）～10月1日（水）

※申請受付期間中に申請がなされない場合は、給付金を給付することができなくなりますのでご注意ください。

●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ社会係 ☎0146・47・2112

■子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当を新冠町から受給者している方に対し、現況届と併せて申請手続きについて通知をしております。同封の申請書及び必要書類を確認の上、申請をしていただくこととなります。なお、公務員受給者につきましては、勤務先などより申請書が、配布されますので、申請受付が開始されましたら、申請をしてください。

○給付の対象者 次のどちらの要件も満たす方。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者

②平成25年所得が児童手当の所得制限額未満の方

○対象児童 平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。但し、次の児童は対象外です。

・臨時福祉給付金の対象となる児童

・生活保護制度の被保護者にあたる児童

○給付金額 給付対象児童1人につき1万円

○申請受付期間 7月1日（火）～10月1日（水）

※申請受付期間中に申請がなされない場合は、給付金を給付することができなくなりますのでご注意ください。

※両給付金について、1月2日以降に新冠町に転入された方は、転入前の市町村にお問い合わせください。

※市町村によって手続きや申請受付期間などが異なりますのでご注意ください。

内閣府「一日前プロジェクト」エピソード No. 10

「いままで大丈夫だったから」は危ない！

ずっと昔、我々がちょうど小学校2、3年生のころに、今回と同じ川の堤防が決壊して、軒下まで水が来たんです。そのときに大きな被害を受けたので、地区の人たちの台風に対する備えや考え方は十分にできていたと思いますが、「40年以上たったから、もう心配ない」というのがどこかにあったのではないのでしょうか。

平成16年は台風が特に多かった年で、5回台風が来てもなんとなくあったものだから、6回目の台風23号の時には、「避難しろ」と言っても、なかなか言うことを聞かなかったということなんです。

それで大変な被害を受けたものだから、あれから、

台風がくるといえば、みんな、車とかを高いところに上げています。それがいつか、「上げたけど心配なかった」になり、「もう上げなくてもいい」というようになって、危機感がだんだん薄れていかなければいけないのですが。

今回の水害で、『災害は忘れたころにやってくる』ことを実感しました。（徳島市60代男性）



「一日前プロジェクト」とは、地震や水害・雪害などの自然災害で被災した方々や災害対応の経験をもつ方から、色々なお話を聞かせていただき、小さなエピソード（物語）として取りまとめる活動です。

こうしたエピソードをとりまとめることで、災害をイメージし、自分のこととして感じてもらうことにより、明日起きるかもしれない災害に、今日（一日前）から備えていただくことを目的としています。

●問い合わせ先 総務課総務グループ防災係 ☎0146・47・2114

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

平成26年度新冠町身体障害者福祉協会社会体験事業

新冠町身体障害者福祉協会は、例年1泊2日の社会体験事業を実施しておりますが、平成26年度は新冠町からの協力も得て2泊3日の社会体験事業を実施いたします。

参加対象者は新冠町身体障害者福祉協会に加入している会員となりますが、町内在住者で身体障害者手帳を所持されている方も対象となりますので、社会体験事業の参加を希望される方につきましては、新冠町身体障害者福祉協会事務局まで参加申し込みをお願いいたします。

・日時 9月25日（木）～27日（土）

・場所 東北方面（天童温泉・最上川舟下りなど）

・参加人数 30名（先着順）

・負担金 33,000円

●問い合わせ先 新冠町身体障害者福祉協会事務局 ☎0146・47・2130

・受付開始 6月17日（火）8時30分から

・締め切り 7月4日（金）17時まで

※受付時に氏名、年齢、病歴、服装なども確認させていただくため電話での受付は不可といたしますので、申し込みの際はお手数ですが、事務局まで来所願います。

また、受付時に身体障害者手帳などを確認しますのでご持参くださいますようお願いいたします。

※負担金は、受付時に納入願います。

※当会に加入されていない方で、参加を希望される方につきましては、これを機に当会に加入くださいますようお願いいたします。

※旅行行程などの詳細については、参加者確定後に改めてお知らせいたします。ご不明な点などありましたら事務局へご連絡願います。

児童手当現況届提出は6月中に！

児童手当を受けている全ての方（中学3年までのお子さんがいる方）は、児童手当法の定めにより毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届出は、毎年6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものですので、対象者は必ず現況届を提出してください。

●現況届に必要な書類

①現況届（現在受給中の方には町から送付済）

②受給者の保険証の写し（厚生年金加入者のみ）

③児童手当所得証明書

（平成26年1月2日以降に新冠町に転入された方）

●ご注意

届出が提出されるまで6月分以降の児童手当は支給されません。必ず現況届を提出してください。

●問い合わせ先

町民生活課

町民生活グループ社会係

☎0146・47・2112



選挙管理委員会からのお知らせ

○農業委員会委員選挙について

任期満了により、新冠町農業委員会委員選挙は、7月1日（火）に告示、7月6日（日）投票日となります。

○農業委員選挙立候補を予定されている方へ

立候補予定者説明会を次のとおり行いますので、お知らせいたします。

・日時 6月23日（月）午前11時から

・場所 新冠町役場2階201会議室

※代理の方の出席でもかまいません。

○選挙権及び被選挙権について

平成26年3月31日現在における農業委員選挙人名簿に記載されている方。ただし、被選挙権の年齢は選挙期日で算定します

○期日前投票

投票日当日、都合が悪く投票所へ行けない方は、期日前投票ができますので、ご利用ください。

・期間 7月2日（水）～5日（土）4日間

・時間 8時30分～20時

・場所 新冠町役場1階101会議室

●問い合わせ先

新冠町選挙管理委員会 ☎0146・47・2111